

# 会津坂下町新型コロナウイルス感染症 対策本部からのお知らせ

令和2年11月25日号  
発行：会津坂下町 新型コロナウイルス  
感染症対策本部  
制作：政策財務課 政策企画班

## 町民の皆さまへ

全国的に、感染が拡大しています。県内では10月下旬にやや落ち着きが見られたものの、11月に入ってから大規模なクラスターの発生などにより、新規感染者数が増加しています。8月から10月の県内の主な感染経路の分析結果では、県外者との関わりにおいて感染した方から、家庭や職場に広がったものと考えられています。現在、大都市で感染者が急増していますので、そうした地域への移動については、必要性を十分に考えて判断いただくようお願いいたします。

政府の感染症対策分科会において、感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」が示されています。これから年末に向けて、会食をされる機会が増えてくると思います。町民の皆さんには、改めて感染防止のためのお一人おひとりの適切な行動をお願いいたします。

「ウィズコロナ」においては、誰もが新型コロナウイルスに感染する可能性があります。医療従事者や感染症対策に携わる方々、感染された方やそのご家族等に対する差別、誹謗中傷は絶対になさらないよう、お願いをいたします。

町は引き続き、基本的な感染防止対策の徹底を図るとともに、季節性インフルエンザの流行期に備えた地域医療提供体制の確保と、地域経済の再生に取り組んでまいります。

会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部長  
会津坂下町長

齋藤 文英

## 感染リスクが高まる場面にご注意を！

下記の場面において、感染リスクが高まることが分かっています。どんな場面でも気を緩めずに、感染症対策（距離の確保・マスクの着用・手指の消毒・向い合せに座らないなど）を行っていきましょう。

高リスク場面	感染リスクが高まる要因など
飲酒を伴う懇親会など	飲酒により注意力が低下することにより、 <b>意識的なソーシャルディスタンスの保持が困難になる</b> 。飲酒により聴覚が鈍化し大声になり、 <b>飛沫感染リスクが高まる</b> 。 回し飲み、箸の共用で間接的に接触が増える。（接触感染リスクが高まる）
大人数・長時間の飲食	<b>大人数で長時間飲食することによって接触感染リスクが高まる</b> 。 <b>5人以上の会食では大声になることが多く、飛沫感染リスクが高まる</b> 。
マスクなしでの会話	<b>マスクなしの近距離での会話は、飛沫感染リスクが高まる</b> 。 注意場面）カラオケ、車やバスで移動の際の車中など
狭い空間での共同生活	<b>長時間に渡り狭い空間を共有するため感染リスクが高まる</b> 。 注意場面）寮の部屋、トイレなど
居場所の切り替わり	仕事から休憩時間に入ったとき、居場所が変わったことでの気の緩みによる感染症対策の不徹底。 注意場面）休憩室、喫煙所、更衣室など

## 感染症に関する相談先（感染の疑いがある場合は「受診・相談センター※」までご相談ください）

※11月1日より「帰国者・接触者相談センター」は「受診・相談センター」に名称が変更になりました。

相談種別	受付時間	電話番号
町相談窓口（生活課 福祉健康班）	平日 午前8時30分～午後5時15分	☎93-6169
受診・相談センター	24時間（平日・土日祝日を含む）	☎0120-567-747
福島県一般相談（コールセンター）	平日 午前8時30分～午後9時 土日祝日 午前8時30分～午後5時15分	☎0120-567-177 FAX 024-521-7926

## 新型コロナウイルス感染症の町内発生状況について

町ホームページでお知らせしています。下記より検索、または右QRコードをスマートフォンで読み込んでください。  
【町ホームページ】[会津坂下町 新型コロナ 発生状況](https://www.town.aizubange.fukushima.jp/soshiki/27/10993.html) [検索](https://www.town.aizubange.fukushima.jp/soshiki/27/10993.html) <https://www.town.aizubange.fukushima.jp/soshiki/27/10993.html>



▼裏面の各課からのお知らせもご覧ください。

## 各課からのお知らせ

### 全町民へのインフルエンザ予防接種費用の助成を実施します（今年度限定）

対象者	生後6か月以上の全町民（接種日時点で当町に住居がある方）
助成期限	令和3年1月31日（日）まで <b>助成額</b> 2,520円（高齢者施設入所者は1,730円） ●接種を希望される方は直接医療機関を受診し、医療機関窓口にて接種料金から助成額を除いた金額をお支払ください。（会津坂下町、会津若松市、喜多方市以外の医療機関で接種する方は、事前に下記までお問い合わせください。）※実施状況は各医療機関にお問合せください。
問	生活課 福祉健康班 ☎93-6169

### 発熱などの症状がある場合の医療機関受診について

風邪のような症状、発熱、強いだるさ、息苦しさがある場合、まずはかかりつけ医や受診・相談センターに電話相談してください。かかりつけ医がない・どこへ相談して良いか分からない場合は、発熱外来へ電話（予約専用番号：☎82-2080）してください。

#### 発熱外来の受診について

対象者	発熱などの症状のある高校生以上で河沼郡・大沼郡の7町村に在住・通勤・通学されている方
場所	坂下厚生総合病院敷地内仮設診療室
診療時間	午後1時45分～4時 ※土日祝日・年末年始12月30日（水）～令和3年1月3日（日）を除く
受付時間	午前9時～午後1時 ※予約専用電話☎82-2080で受付する
持参品	保険証・お薬手帳・診療費用（3,000円 ※一時金として預かり後日精算）
受診の流れ	①まず予約専用番号（☎82-2080）に電話し、症状を伝える。 ②駐車場に到着したら車内で待機のまま、予約専用番号に電話し到着を伝える。 ③駐車場にきた係員に、車内待機のまま保険証やお薬手帳などを提示する。（窓は開けずに提示） ④車内または待合室で待ち、順番が来たら誘導係の案内に従って診察室へ入り、医師の診察を受ける。 ⑤診療費用3,000円（※おつりの無いようにご準備ください）を支払い帰宅。※診療費用は後日精算
その他	●公共交通機関を利用せず、自家用車でお越しください。 ●来院時は必ずマスクを着用してください。 ●予約時間の15分前までにお越しください。 ●自宅でトイレを済ませてからお越しください。
問	生活課 福祉健康班 ☎93-6169

### 中小事業者等所有の固定資産税減免措置のご案内

事業収入に相当の減少があった中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年度分に限り、償却資産および事業用家屋に係る固定資産税を減免します。

対象者	①令和2年2月～10月までの連続する3か月間の収入の合計額が、前年の同期間と比べて、30%以上50%未満減少している者 ⇒ <b>2分の1減免</b> ②同じく、50%以上減少している者 ⇒ <b>全額減免</b>
申請期間	令和3年1月4日（月）～2月1日（月）
申告方法	申告書に必要事項を記載のうえ、収入減少等要件を満たしているかを認定経営革新等支援機関（中小企業経営力強化支援法に基づき認定を受けた税理士・会計士・中小企業診断士・金融機関・商工会など）に確認を受け、必要書類を添付し窓口への持参または郵送によりご提出ください。 ※申告書は税務管理班窓口または町ホームページより取得してください。 <a href="#">会津坂下町 固定資産 軽減</a> <a href="#">検索</a>
問	総務課 税務管理班 ☎84-1502

## 期間間近！お早めにお申し込みください

### 学生生活支援事業「ふるさと産品贈呈」（第2弾）

対象者	町内出身の大学生・大学院生・短大生・専門学生・予備校生（町外在住）で、保護者が町内在住の方 ※前回の第1弾に応募した方も、再度応募可
支援品	新米、りんご、ヨーグルトセット、醤油、味噌など
提出書類	①申込書（役場東分庁舎で配付 町ホームページからダウンロード可 <a href="#">会津坂下町 ふるさと産品贈呈</a> <a href="#">検索</a> ） ②学生証（在学証明書）写し ※前回申込者省略可
申請者	本人または保護者（親、祖父母、兄弟など） <b>申請期限</b> <b>11月30日（月）</b> ※郵便、メール、FAXで申請可
郵送先	〒969-6543 会津坂下町字市中二番甲3650番地
問/申込	産業課 商工観光班（東分庁舎）☎83-5711 FAX83-5713 E-mail: <a href="mailto:gakusei@town.aizubange.fukushima.jp">gakusei@town.aizubange.fukushima.jp</a>

### 学生等就学継続支援給付金

対象者	町内出身の大学生・大学院生・短大生・専門学生・予備校生（県内外を問わず）で、保護者が町内在住の方
給付額	3万円 <b>提出書類</b> ①申請書（町ホームページからダウンロード可 <a href="#">会津坂下町 学生支援 給付金</a> <a href="#">検索</a> ） ②学生証（在学証明書）写し ③通帳写し
申請者	本人または保護者（親、祖父母、兄弟など） <b>申請期限</b> <b>11月30日（月）</b> ※郵送提出可
郵送先	〒969-6592 会津坂下町字市中三番甲3662番地
問/申込	政策財務課 政策企画班（本庁舎内北庁舎3階）☎84-1504